7　（略）

8　適法漁獲等証明書は、法第十三条第五項第一号に該当することとなった場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第二号に該当することとなった場合は速やかに、返納しなければならない。

（特定第一種水産動植物等の区分）

第三十六条　法第十五条第一項の農林水産省令で定める区分は、特定第一種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第一種水産動植物。第三十八条第三号及び第四十五条第二項において同じ。）の種類とする。

（指定交付機関の指定の申請）

第三十七条　法第十五条第一項の規定による指定の申請は、申請書に次に掲げる書類を添付して、農林水産大臣に提出して行うものとする。

一　申請者が個人である場合には、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

二　申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　定款

ロ　登記事項証明書

ハ　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

三　直近の三事業年度の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書並びに申請の日を含む事業年度の直前の事業年度末における財産目録（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

四　申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

五　申請者が法第十六条各号に該当しないことを誓約する書類

六　次に掲げる事項を記載した書類

イ　申請者が個人である場合には、当該申請者の略歴

ロ　申請者が法人である場合には、役員の氏名及び略歴並びに法人の種類に応じて第三十九条に規定する構成員の氏名又は名称

ハ　組織及び運営に関する事項

ニ　交付事務の実施に関する基本的な計画

ホ　交付事務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要

ヘ　その他参考となるべき事項

2　農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、交付事務を行おうとする者が法第十七条各号に掲げる基準に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（申請書の記載事項）

第三十八条　法第十五条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　申請者が個人である場合には、氏名

二　申請者が法人である場合には、その代表者の氏名

三　交付事務を行おうとする特定第一種水産動植物等の種類

四　交付事務を開始しようとする年月日

7　（略）

8　適法漁獲等証明書は、法第十条第五項第一号に該当することとなった場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第二号に該当することとなった場合は速やかに、返納しなければならない。

（新設）

（新設）